

\*\*\*\*\*

保全通信 10月号〔No.7〕

(一社)千葉県環境保全センター メールマガジン

\*\*\*\*\*

はじめに

★浄化槽管理士免状サイズの変更

浄化槽管理士免状が今月より A3⇒A4 に変更  
合せて交付期間も短縮されます

★浄化槽管理士に対する研修会 日程の変更

変更前 ⇒ 令和7年2月19日(水)×  
変更後 ⇒ 令和7年2月20日(木)○

———目次———

- 1.令和6年9月の活動報告
- 2.令和6年10月の行事予定
- 3.令和6年度講習会・研修会の日程
- 4.浄化槽管理士免状の交付期間短縮及び  
サイズ変更について
- 5.Coffee break

=====

- 1.令和6年9月の活動報告

=====

☆執行部会／理事会

開催日：9月4日(水)  
場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター2階  
出席者：執行部会8名/理事会23名

☆理事長経験者の会

開催日：9月4日(水)  
場 所：オークラ千葉ホテル  
参加者：10名

☆赤間正明千葉県議会議員 来所  
訪問日：9月6日(金)

☆防衛大臣政務官  
衆議院議員松本尚先生秘書 来所  
訪問日：9月9日(月)

☆大嶋会計打合せ  
開催日：9月10日(火)  
場 所：(一社)千葉県環境保全センター

☆エコメッセ千葉出店説明会  
開催日：9月10日(火)  
場 所：幕張メッセ

☆滝田敏幸千葉県議会議長 来所  
訪問日：9月17日(火)

☆千葉県議会傍聴（浄化槽関係質問）  
訪問日：9月19日(木)  
質問者：仲村秀明議員（公明党・船橋選挙区）  
内 容：環境保全について  
    (1) 浄化槽の台帳整備について  
    (2) 法定検査の受検促進について  
参加者：伊藤理事長・小野専務理事

※添付ファイルあり（質問・答弁要旨）

☆研修委員会  
開催日：9月19日(木)  
場 所：(一社)千葉県環境保全センター役員室  
出席者：7名(オンライン出席者・オブザーバー含む)  
内 容：(1)令和5年度及び令和6年度現在までの  
    講習会を振り返り次年度へ  
    (2)12月の研修会について

☆一般廃棄物・危機管理合同委員会

開催日：9月20日(金)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター2階会議室

出席者：16名（オブザーバー含む）

内 容：(1)市町村に対する要望書  
(2)災害支援について

☆法定検査受検促進委員会

開催日：9月24日(火)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター2階会議室

出席者：10名（オブザーバー含む）

内 容：(1)法定検査推進について（行政文書の発行）  
(2)一括契約の契約書

☆第234回新風会コンペ

開催日：9月25日(水)

場 所：真名カントリークラブ

優勝者：星野良一氏

☆参議院議員石井準一先生秘書 来所

訪問日：9月26日(木)

☆小林鷹之自民党総裁候補者演説

開催日：9月26日(木) 17:30~

場 所：JR幕張駅北口

=====

## 2.令和6年10月の行事予定

=====

○第37回全国浄化槽大会

開催日：10月1日(火)

場 所：ホテルグランドヒル市ヶ谷

○青年部会親睦ゴルフコンペ

開催日：10月2日(水)

場 所：キングフィールズゴルフクラブ

○貯水槽清掃作業従事者研修

開催日：令和6年10月9日(水)

場 所：千葉市生涯学習センター

○日本環境保全協会関東地区協議会秋季研修会

開催日：10月17日(木)

場 所：オークラ千葉ホテル

○白井市ふるさとまつり

開催日：10月19日(土)

場 所：白井総合運動公園

○エコメッセ2024in ちば

開催日：10月20日(日)

場 所：幕張メッセ国際会議場

○新風会チャリティコンペ

開催日：10月22日(火)

場 所：久能カントリー倶楽部

○中間監査/執行部会/理事会

開催日：10月25日(金)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター2階会議室

=====

### 3.令和6年度講習会・研修会の日程

=====

○嘱託採水員講習会

開催日：令和6年11月13日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター2階会議室

受講料：5,500円(税込)

○浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日：令和6年11月27日(水)

場 所：(一社)千葉県浄化槽協会3階

開催日：令和7年2月20日(木)  
場 所：さわやかちば県民プラザ(柏市)

※受付開始いたしました。

受講料：10,000円(税込)

お申込みはコチラから

<https://x.gd/4lmo3>

○モアコンパクト型浄化槽に関する講習会

開催日：令和7年1月29日(水)

場 所：(一社)千葉県浄化槽協会3階

受講料：10,000円(税込)

※(公財)日本環境整備教育センター主催の

講習は主催者HPをご確認ください。

問い合わせ先：Tel 03-3635-4882

U R L： <https://www.jeces.or.jp/>

=====  
4.浄化槽管理士講習合格発表と免状の交付期間短縮  
及び免状のサイズ変更について  
=====

\*浄化槽管理士免状のサイズ変更について

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室より、浄化槽管理士免状のサイズ変更についてお知らせを受けました。A3サイズでしたが、今後A4サイズに変更することになりましたので、この旨お知らせいたします。なお、変更は令和6年10月送付分からの適用を予定しております。

※添付ファイルあり（通知文）

\*浄化槽管理士講習合格者への免状の交付について  
浄化槽管理士講習終了後の合格発表までの期間が現状で1ヶ月でしたが、2週間へ短縮となります。

また、合格後の免状申請から交付までの期間についても、現状で2ヶ月程でしたが、2～3週間へ短縮となります。

=====  
5.Coffee break

【浄化槽法（第十条浄化槽管理者の責務）】  
=====

3 回目の今回は浄化槽法第 10 条の浄化槽管理者の責務のお話を致します。まず、浄化槽管理者とは誰のことでしょうか？

法第 7 条に「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」と浄化槽管理者の記載があり、浄化槽の所有者が管理者となります。浄化槽を管理する保守点検業者が浄化槽管理者と言うことではありません。

法第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

ここでは保守点検と清掃は原則年に 1 回しなければなりませんよと書かれています。保守点検の回数（清掃においては全ばっ気は半年に 1 回）は環境省令で定める回数と記載があります。

法第 10 条第 3 項 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第 48 条第 1 項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができるものとあります。・・・？ 頭がハテナになりませんか？

家庭用の浄化槽は点検回数年に 3、4 回だよね。保守点検と清掃は業者に任せているよね・・・？と。浄化槽法の一部は実態（実務）と原則が逆になっているところがあります。

点検回数 法律上年 1 回 省令によって複数回  
点検清掃 原則 自主管理 例外 業者に委託  
初心者が浄化槽法を素直に読むと混乱してしまうこともうなずけますね。次回は法 48 条保守点検業者の登録制度です。

---

編集後記

今月また能登半島が集中豪雨に見舞われました。  
正月の地震に続き、被災された皆様には言葉も出ず  
衷心よりお見舞い申し上げるとともに、只々、早期  
の復旧・復興を願う限りです。

\*\*\*\*\*

一般社団法人千葉県環境保全センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1

Tel 043-245-4222 Fax 043-245-4223

E-mail : info@kankyohozen.com

H P : <https://kankyohozen.com/>

\*\*\*\*\*